

番号	管理点	要求事項	審査項目 □ 資料・エビデンスの例	該当条項	評価基準					所見 ※本欄には、「評価の背景及び根拠」及び「証拠書類と評価の関係」を明記すること。	評価
					重大不適合	軽微不適合 (適合であると判断するに足る情報・証拠が十分には存在しない場合)	観察事項 (改善の余地がある、あるいは不適合に発展する可能性がある場合)	適合	該当なし (要求事項を評価する必要がない場合)		
<b>1. 管理体制に関する要件(実効ある管理制度の下で漁業が行われていること)</b>											
<b>1.1 漁業許可の取得審査</b>											
1.1.1	漁業免許・許可の取得	国の法令に基づき、審査対象となる漁業を営むために必要な漁業免許、許可等を管理当局(国または都道府県)から受けている等、適法に漁業が行われている。	①当該漁業を営むための以下を確認できるか。 □ 都道府県知事等発行の免許状あるいは許可証 □ (上記が取得されていない場合、)当該漁業が許可や免許が無くとも禁じられていないこと	D.1.01, D.107, D.1.10	確認できない	選択不可	選択不可	確認できる	選択不可		
1.1.2	管理体制	審査対象となる漁業を管理するための組織及び体制が確立されている。	①漁業を管理する組織(漁協等)や体制(国、都道府県、水試等)が確立されているか。 □ 当該漁業の管理体制を示す資料	D.1.01, D.107, D.1.08, D.1.09, D.1.10	組織及び体制が確立されていない	選択不可	選択不可	組織及び体制が確立されている	選択不可		
1.1.3	漁業実態の把握	審査対象となる漁業の実態等が把握されている。把握すべき漁業実態の内容については以下の項目を含む。 ア. 漁業の概要 イ. 漁具・漁法 ウ. 漁獲量・漁獲努力量 エ. 漁業経営形態及び経営状況	①漁業の概要 □ 漁業の概要(操業期間、漁場図など)を示す資料	D.3.03, D.4.01, D.5.02	情報が収集・保存されていない	選択不可	選択不可	情報が収集・保存されている	選択不可		
			②漁具・漁法 □ 漁具の模式図	D.3.03, D.4.01, D.5.02	情報が収集・保存されていない	選択不可	選択不可	情報が収集・保存されている	選択不可		
			③漁獲量・漁獲努力量 □ 漁獲量データ、ヶ統数	D.3.03, D.4.01, D.5.02	情報が収集・保存されていない	選択不可	選択不可	情報が収集・保存されている	選択不可		
			④漁業経営形態及び経営状況 □ 漁業経営形態及び経営状況を示す資料	D.3.03, D.4.01, D.5.02	情報が収集・保存されていない	選択不可	選択不可	情報が収集・保存されている	選択不可		

番号	管理点	要求事項	審査項目 □ 資料・エビデンスの例	該当条項	評価基準				所見 ※本欄には、「評価の背景及び根拠」及び「証拠書類と評価の関係」を明記すること。	評価
					重大不適合	軽微不適合 (適合であると判断するに足る情報・証拠が十分には存在しない場合)	観察事項 (改善の余地がある、あるいは不適合に発展する可能性がある場合)	適合		
<b>1.2 審査対象となる漁業及び対象資源に関する規制、取決め等の遵守</b>										
1.2.1	規制、取決め等の遵守	審査対象となる漁業について、効果的かつ適切な監視及び取締が行われ、国、地方公共団体による規制、取決め等が遵守されている。	①当該漁業に関連する規制や取決め等を遵守する実効ある管理体制(監視体制含む)があるか。 □ 当該漁業に関連する法体系 □ 法令・規則を遵守させるための効果的な管理体制  ②当該漁業に関連する規制や取決め等を遵守していない場合にとられる措置(罰則等)があり、実施されているか。 □ 法令・規則を遵守しなかった場合の措置(罰則)	D.1.01, D.1.07, D.1.08, D.1.09, D.1.10, D.3.01	法体系、管理体制がない	選択不可	選択不可	法体系があり、管理体制がある	選択不可	
1.2.2	「資源管理計画」の策定及び履行	審査対象となる漁業及び対象資源について、科学的根拠を勘案し、国及び地方公共団体が作成した「資源管理指針」(管理目標及び管理措置を含む)に沿って、関係漁業者が「資源管理計画」を作成している、あるいはこれと同等の資源管理措置を遵守する実効ある管理ルールが確立されている。また、その履行状況が確認されている。	①漁獲努力量と漁獲量の包括的(comprehensive)規制に関する「資源管理指針」及び左記に沿った当該漁業及び対象資源の「資源管理計画」(または同等の資源管理措置)が作成されているか。 □ 「資源管理指針」(同等のものを含む)の作成 □ 「資源管理計画」(同等のものを含む)の作成  ②「資源管理計画」の履行状況が、漁業を管理する組織によって確認されているか。 □ 「資源管理計画」の履行報告書	D.2.01, D.3.01	作成されていない	選択不可	選択不可	作成されている	選択不可	
1.2.3	参加型管理、透明性の確保	審査対象となる漁業の管理に関する意思決定に、関係漁業者、研究者、行政、その他利害関係者が参画しており、その合意形成プロセスが透明性を有している。	①当該漁業の管理に関する意思決定に、関係漁業者、研究者、行政、その他利害関係者が関与しているか。 □ 利害関係者が参加する組織図あるいは概要  ②合意形成プロセスが存在するか。 □ プロセスのルール、合意形成に至る協議記録の存在	D.1.05, D.1.05	利害関係者の関与がない 存在しない	利害関係者が関与しているが、その証拠がない箇所が一部ある 存在するが、その証拠がない箇所が一部ある	利害関係者が関与しているが、改善の余地がある 存在するが、改善の余地がある	利害関係者が関与している 存在する	選択不可 選択不可	
1.2.4	広域的な協力体制の構築	対象資源を利用する地域あるいは広域的な資源管理体制が構築されている。対象資源が、国際的に管理されている場合(越境性魚類資源、跨界性魚類資源あるいは高度回遊性魚類資源等)、当該機関等の定める資源管理措置を遵守している。	①当該漁業を管理する国(または地方公共団体)に加え、資源を利用する地域あるいは広域的な資源管理体制があるか。 □ 地域間の資源管理体制 □ 国家間の資源管理体制  ②(国際的に管理されている場合)、当該漁業を管理する国(または地方公共団体)に加え、当該機関等の定める資源管理措置を遵守しているか。 □ 管理措置を遵守しない場合の措置(罰則等)・違反状況	D.1.04, D.1.07, D.1.10, D.1.04, D.1.07, D.1.10	広域的な資源管理体制がない 遵守していない	選択不可 選択不可	広域的な資源管理体制がある 遵守している	該当なし 該当なし		
1.2.5	放流計画の策定	対象資源の種苗放流が行われている場合は、国または地方公共団体が関係漁業者等と協議の上、放流計画等が策定され、実施されている。	①国または地方公共団体が関係漁業者等と協議の上放流計画等が策定、実施されているか。 □ 「放流計画」(同等のもの含む) □ 実施状況(報告書)	D.1.05, D.3.01	放流計画等が策定されておらず、実施されていない	放流計画等が策定され、実施されているが、証拠がない箇所が一部ある	放流計画等が策定、実施されているが、改善の余地がある	放流計画等が策定、実施されている	該当なし	
1.2.6	予防的アプローチ、順応的管理	水産資源や生態系、資源管理に伴う様々な不確実性を考慮し、漁業管理が予防的に行われている。また、対象資源や生態系の状態に応じて、管理施策の内容を順応的に修正、改善する仕組みを有している。	①環境変動等による不測の事態に対して臨機応変な対応ができる体制ができているか。 □ 予防的措置、順応的管理の仕組みの有無	D.3.14, D.5.01, D.2.03, D.3.12, D.5.01, D.1.02, D.1.03,	導入されていない	導入されているが、証拠がない箇所が一部ある	導入されているが、改善の余地がある	導入されている	選択不可	
1.2.7	多面的利用に関する合意形成	審査対象となる漁業の操業水域において、漁業生産以外の活動が行われている場合、管理措置の実効性について当事者間の継続的な話し合いが持たれており、その内容が記録されている。	①(該当する場合には、)漁業以外の幅広い関係者も参画した協議の場が設定されており、協議内容が記録されているか。 □ 協議の場の有無 □ 協議の結果が管理に反映されている記録	D.1.09, D.3.13	関係者による協議の場が設定されていない	関係者による協議の場は設定され、協議の結果が管理に反映されているが、証拠がない箇所が一部ある	関係者による協議の場が設定され、協議の結果が管理に反映されているが、改善の余地がある	関係者による協議の場が設定され、協議の結果が管理に反映されている	該当なし	
1.2.8	管理ルールの周知	管理ルールや漁業者の取組みについて、漁業者以外にも情報発信されている。	①管理ルールや漁業者の取組みについて、漁業者以外にも情報発信されているか。 □ 情報発信・開示の有無	D.1.05	発信されていない	発信されているが、証拠がない箇所が一部ある	発信されているが改善の余地がある	発信されている	選択不可	

番号	管理点	要求事項	審査項目 □ 資料・エビデンスの例	該当条項	評価基準					所見 ※本欄には、「評価の背景及び根拠」及び「証拠書類と評価の関係」を明記すること。	評価
					重大不適合	軽微不適合 (適合であると判断するに足る情報・証拠が十分には存在しない場合)	観察事項 (改善の余地がある、あるいは不適合に発展する可能性がある場合)	適合	該当なし (要求事項を評価する必要がない場合)		
<b>2. 対象資源に関する要件(対象資源が持続的に利用される水準を維持していること)</b>											
2.1	生物学的情報の把握	対象資源の生物学的情報(以下の項目を含む)が把握されている。 (i) 分布と回遊 (ii) 年齢・成長・寿命 (iii) 成熟と産卵	(i) 分布と回遊 □ 分布に関する知見・文献 □ 回遊に関する知見・文献	D.1.02, D.1.03,	データ・情報が収集・保存されていない	データ・情報が収集・保存されているが、証拠がない箇所が一部ある	データ・情報が収集・保存されているが、改善の余地がある	データ・情報が収集・保存されている	選択不可		
			(ii) 年齢・成長・寿命 □ 年齢・寿命に関する知見・文献 □ 成長に関する知見・文献	D.1.02, D.1.03,	データ・情報が収集・保存されていない	データ・情報が収集・保存されているが、証拠がない箇所が一部ある	データ・情報が収集・保存されているが、改善の余地がある	データ・情報が収集・保存されている	選択不可		
			(iii) 成熟と産卵 □ 成熟に関する知見・文献 □ 産卵に関する知見・文献	D.1.02, D.1.03,	データ・情報が収集・保存されていない	データ・情報が収集・保存されているが、証拠がない箇所が一部ある	データ・情報が収集・保存されているが、改善の余地がある	データ・情報が収集・保存されている	選択不可		
2.2	科学的根拠	対象資源の現状と傾向を判断するための科学的根拠が収集・維持されている。	①当該資源の管理にあたって、以下の科学的根拠データが、FAO Guideline for the routine collection of capture fishery data(以下「FAOガイドライン」という。)等の国際基準を踏まえ、収集・保全されているか。 □ 漁獲量のデータ □ 漁獲努力量のデータ □ その他対象種の資源評価に必要なデータ	D.4.01, D.5.02	データ・情報が収集・保存されていない	データ・情報が収集・保存されているが、証拠がない箇所が一部ある	データ・情報が収集・保存されているが、改善の余地がある	データ・情報が収集・保存されている	選択不可		
2.3	対象漁業以外の漁獲及び回復力の考慮	資源評価にあたっては、対象資源の分布範囲における、審査対象となる漁業以外による漁獲の影響、及び資源の回復力(一回復力の定義・解説が必要)についても考慮されている。	①資源評価にあたり、対象漁業に加え、対象となる対象漁業以外による対象資源の漁獲についても考慮しているか。 □ 対象漁業の漁獲データ □ 対象漁業以外の漁獲データ	D.3.03, D.4.01, D.5.02	考慮していない	考慮しているが、証拠がない箇所が一部ある	考慮しているが、改善の余地がある	考慮している	選択不可		
			②対象資源の「資源管理措置」は、対象資源の分布域において、対象資源を漁獲するすべての漁業による対象資源への影響を考慮しているか。 □ 対象資源を漁獲するすべての漁業による対象資源の影響の有無	D.3.03, D.5.02	考慮していない	考慮しているが、証拠がない箇所が一部ある	考慮しているが、改善の余地がある	考慮している	選択不可		
			③対象資源の現状や動向の評価が回復力に寄与する対象資源の生物学的特性(寿命など)を考慮しているか。 □ 回復力に寄与する対象資源の生物学的特性(寿命など)の考慮の有無	D.5.03	考慮していない	考慮しているが、証拠がない箇所が一部ある	考慮しているが、改善の余地がある	考慮している。	選択不可		
2.4	資源評価及び結果の開示	収集された情報をもとに対象資源の現状と傾向に関する評価が行われ、評価結果が管理のための意思決定に反映されている。また、評価結果及びその手法について、適時情報が開示されている。	①「最良の科学的根拠」に基づいた資源評価が実施されているか。また、その資源評価に基づいた予防的措置及び順応的管理が実施されているか。 □ 「最良の科学的根拠」に基づいた資源評価の実施 □ 上記の「最良の科学的根拠」に基づいた、予防的措置及び順応的管理の実施	D.1.02, D.2.01, D.2.02, D.3.01, D.3.02, D.3.14, D.5.01, D.5.02	実施されていない	実施されているが、証拠がない箇所一部がある	実施されているが、改善の余地がある	実施されている	選択不可		
			②評価結果が資源管理指針及び資源管理計画の作成のための意思決定に反映されているか。 □ 反映を示す報告書、議事録	D.3.14	反映されていない	反映されているが、証拠がない箇所一部がある	反映されているが改善の余地がある	反映されている	選択不可		
			③ 漁業管理を行う組織が、対象資源の状況、対象漁業による対象資源や生態系への悪影響の見込みや程度について、時宜を得た「最良の科学的根拠」を受けとれるか、漁業管理を行う組織が、定期的に、必要に応じ、情報の収集、資源評価、計画、管理目標や対象の形成、管理措置の策定、漁業規則の設定について、統轄したプロセスを運営するために機会を設けているか。  □ 時宜を得た「最良の科学的根拠」を受けとれる包括的な体制はあるか □ 統轄したプロセスを運営する包括的な体制はあるか	D.1.02, D.1.03,	ない	体制はあるが証拠がない箇所が一部ある	体制はあるが改善の余地がある	ある	選択不可		
			④評価結果及びその手法について、適時情報が開示されているか。 □ 資源評価の手法および結果の開示	D.3.14	開示されていない	開示されているが、証拠がない箇所一部がある	開示されているが改善の余地がある	開示されている	選択不可		

番号	管理点	要求事項	審査項目 □ 資料・エビデンスの例	該当条項	評価基準					所見 ※本欄には、「評価の背景及び根拠」及び「証拠書類と評価の関係」を明記すること。	評価
					重大不適合	軽微不適合 (適合であると判断するに足る情報・証拠が十分には存在しない場合)	観察事項 (改善の余地がある、あるいは不適合に発展する可能性がある場合)	適合	該当なし (要求事項を評価する必要がない場合)		
2.5	資源管理 方策の設 定	最大持続生産量(MSY)または適切な代替基準を実現できる水準に対象資源を維持、回復させることを目的として、公的機関によって設定された維持すべき水準(目標管理基準)や下回ってはならない水準(限界管理基準)、あるいは科学的根拠に基づき代替水準が設定されている。	①管理目標において、予防的アプローチに適合し、「最良の科学的根拠」に基づいて、「対象種」、「限界管理基準」あるいはその「代用基準」を定義しているか。 また、「目標管理基準」は、平均して、MSY(またはその代用基準)を達成するように設定、また、「限界管理基準」は、加入乱獲や非可逆的又は穏やかな可逆的な影響を避けるように定義されているか。 □ 管理目標等による、対象種、「限界管理基準」、「目標管理基準」、または、「その代用基準」の適切な定義付け	D.2.03	定義がない	定義があるが、証拠がない箇所が一部ある	定義があるが、改善の余地がある	定義がある	選択不可		
			②「最良の科学的根拠」に基づいて、「管理目標」及び管理目標を達成するための「管理措置」が設定されているか。 □ 「管理目標」(同等のものを含む) □ 「管理措置」(同等のものを含む)	D.2.01, D.2.02, D.3.01, D.3.02	設定されていない	設定されているが証拠がない箇所が一部ある	設定されているが改善の余地がある	設定されている	選択不可		
			③「持続的漁業を維持するための管理目標に合致し、「限界管理基準、目標管理基準やその代用に関する目標に合致したアウトカム(成果)指標(または同等のもの)が設定されているか。 □ アウトカム(成果)目標の設定(同等のもの含む)	D.2.01, D.2.03, D.3.01, D.6.02	設定されていない	設定されているが証拠がない箇所が一部ある	設定されているが改善の余地がある	設定されている	選択不可		
			④小規模漁業・データが十分でない漁業の場合、リスクマネジメントを踏まえた、小規模漁業及びデータ不足漁業のための漁業管理・運営体制が構築され、当該体制に基づき管理が行われているか。 □ 「小規模漁業、データ不足漁業」の存在 □ 「小規模漁業、データ不足漁業」のための管理・運営体制の存在	D1.06	存在しない	存在するが証拠がない箇所が一部ある	存在するが改善の余地がある	存在する	該当なし		
			⑤管理体制に活用される伝統的な漁業、漁業者及び漁業地域の知識が客観的に検証できるようになっているか □ 検証する手段の存在	D4.07	存在しない	存在するが証拠がない箇所が一部ある	存在するが改善の余地が一部ある	存在する	該当なし		
2.6	TAC(漁獲可能量)の遵守	対象資源に漁獲可能量(TAC)制度が実施されている場合は、審査対象となる漁業により遵守されている。	①漁獲可能量(TAC)制度が実行されている場合は、遵守されているか。 □ TACの遵守	D.2.03	遵守されていない	選択不可	選択不可	遵守されている	該当なし		
2.7	過剰漁獲 の防止	対象資源に対して過剰な漁獲は行われておらず、資源回復措置を講じる必要のある基準を下回る場合には、加入乱獲を避けるため適時必要な措置が講じられている。	①過剰漁獲の定義が定められているか。 □ 例えば、基準値といった過剰漁獲の定義の設定(同等の事項を含む)	D.3.04	過剰漁獲の定義が設定されていない	過剰漁獲の定義が設定されているが、妥当性を確認できない箇所がある	過剰漁獲の定義が設定されているが、改善の余地がある	過剰漁獲の定義が設定している	選択不可		
			②対象資源に対して過剰な漁獲は行われていないことが確認できるか。 □ 対象資源の資源状態	D.3.01, D.3.04, D.6.01	過剰漁獲の定義に合致する	過剰漁獲の定義に合致しないが、その証拠がない箇所が一部ある	過剰漁獲の定義に合致しないが、改善の余地がある、または合致するおそれがある	過剰漁獲の定義に合致しない	選択不可		
			③対象資源が、合理的な時間的体系のなかで、資源の回復を許す管理目標レベルより低くなった際の管理措置が準備されているか □ 資源回復措置の準備されている(同等の措置を含む)	D.3.04	準備されていない	準備されているが、有効に働くか確認できない(一部証拠がない)	準備されているが、有効に働くか確認できない(改善の余地がある)	有効に働くことが確認できる措置が準備されている	選択不可		

番号	管理点	要求事項	審査項目 □ 資料・エビデンスの例	該当条項	評価基準				所見 ※本欄には、「評価の背景及び根拠」及び「証拠書類と評価の関係」を明記すること。	評価
					重大不適合	軽微不適合 (適合であると判断するに足る情報・証拠が十分には存在しない場合)	観察事項 (改善の余地がある、あるいは不適合に発展する可能性がある場合)	適合		
<b>3. 生態系への配慮に関する要件(生態系の保全に向けた適切な措置がとられていること)</b>										
<b>3.1 生態系に配慮した管理体制の確立</b>										
3.1.1	非対象種及び生態系への影響評価のための情報	審査対象となる漁業が非対象種及び生態系に与える影響を評価するため、以下の項目に関し、科学的根拠に基づいた情報が収集・維持されている。 (i) 対象資源以外の漁獲及び投棄 (ii) 当該漁業による希少種の混獲及び保全・保護の取り組み (iii) 対象資源にとって重要な生息域に関する情報(産卵場や稚魚の生育場など) (iv) 当該漁業が使用する漁具が生態系(海底環境など)に与える影響 (v) 対象資源の被捕食関係 (vi) 生態系全体のバランス(生態系の攪乱を起していないか)	①当該漁業による対象資源以外の漁獲および投棄の実態に関する情報を収集・理解しているか □ 対象資源以外の漁獲量及び投棄の有無 □ 上記による影響に関する情報の収集・理解	D.4.03, D.5.06	収集・理解されていない	収集・理解されているが、その証拠がない箇所が一部ある。	収集・理解されているが、改善の余地がある。	収集理解されている。	選択不可	
			②当該漁業による希少種の混獲の実態に関する情報を収集・理解しているか □ FAOガイドライン等の国際基準に準拠した情報の収集による、希少種への影響に関する情報の収集・理解	D.4.04, D.5.10	収集・理解されていない	収集・理解されているが、その証拠がない箇所が一部ある。	収集・理解されているが、改善の余地がある。	収集理解されている。	選択不可	
			③対象資源の生息域全体のうち、重要な生息域に関する情報(産卵場や稚魚の生育場など)に関する情報を収集・理解しているか □ 重要な生息場所に関する情報の収集・理解	D.4.05, D.5.08	収集・理解されていない	収集・理解されているが、その証拠がない箇所が一部ある。	収集・理解されているが、改善の余地がある。	収集理解されている。	選択不可	
			④当該漁業が使用する漁具が生態系(海底環境など)に与える影響に関する情報を収集・理解しているか □ 使用漁具による生態系への影響に関する情報の収集・理解	D.4.05, D.5.08	収集・理解されていない	収集・理解されているが、その証拠がない箇所が一部ある。	収集・理解されているが、改善の余地がある。	収集理解されている。	選択不可	
			⑤対象資源の被食・捕食関係が収集・理解されているか □ 被食・捕食関係に関する情報の収集・理解	D.4.06, D.5.09	収集・理解されていない	収集・理解されているが、その証拠がない箇所が一部ある。	収集・理解されているが、改善の余地がある。	収集理解されている。	選択不可	
			⑥当該漁業が操業することによって生じる、上記以外の生態系へのリスクが収集・理解されているか。 □ FAOガイドライン等の国際基準に準拠した、生態系へのリスクに関する情報の収集・理解	D.4.02, D.5.07	収集・理解されていない	収集・理解されているが、その証拠がない箇所が一部ある。	収集・理解されているが、改善の余地がある。	収集理解されている。	選択不可	
3.1.2	生態系への配慮	3.1.1 (i)~(vi)の結果を踏まえ、非対象種及び生態系への悪影響を最小限に抑えることに配慮して漁業が行われている。	①非対象種・希少種及び(生息域、漁具、被食・捕食に関する)生態系への悪影響を最小限に抑えることに配慮して漁業が行われているか。 □ 非対象種、希少種及び生態系への悪影響に関して「管理目標及びアウトカム(成果)指標(非対象種、希少種、生態系に関する情報・データ)」若しくは、左記に相当すると考えられる事項・取組の有無	D.2.05, D.2.06, D.2.07, D.2.08, D.2.09, D.3.06, D.3.07, D.3.08, D.3.09, D.3.10, D.3.11, D.6.05, D.6.06, D.6.07, D.6.08, D.6.09	「管理目標及び成果指標」又は左記に相当すると考えられる事項・取組がない。	「管理目標及び成果指標」又は左記に相当すると考えられる事項・取組があるが、その証拠がない箇所が一部ある。	「管理目標及び成果指標」又は左記に相当すると考えられる事項・取組がある。	「管理目標及び成果指標」又は左記に相当すると考えられる事項・取組がある。	選択不可	
			②①において、悪影響が認められる場合、非利用種については生存個体の再放流を最大限講じ、さらにその際の死亡率を減らすなど、無用な漁獲や投棄を回避する措置が取られているか。 □ 非利用種の生存個体の再放流、再放流の死亡率の減少、無用な漁獲の回避策	D.3.06, D.3.07, D.3.08, D.3.09	取られていない	選択不可	選択不可	取られている	該当なし	
			③①において、当該漁業が生態系に与える深刻な悪影響が懸念される場合には、適時情報が開示されているか。 □ 生態系への影響の情報開示(ただし、深刻な悪影響が懸念される場合)	D.3.15	開示されていない	選択不可	選択不可	開示されている	該当なし	
3.1.3	漁場環境及び生息環境の保全	申請者が、漁場環境及び対象資源の生息環境の保全に貢献している。	①申請者が、漁場環境及び対象資源の生息環境の保全に貢献しているか。 例: 藻場・干潟の保全、沿岸域の環境美化・保全、河川・湖沼の生態系保全、漁業活動による環境保全 □ 申請者による対象資源の生息環境の保全に対する貢献の有無	D.3.11	貢献していない	貢献しているが、その証拠がない箇所が一部ある。	貢献しているが、改善の余地がある。	貢献している	選択不可	

番号	管理点	要求事項	審査項目 □ 資料・エビデンスの例	該当条項	評価基準					所見 ※本欄には、「評価の背景及び根拠」及び「証拠書類と評価の関係」を明記すること。	評価
					重大不適合	軽微不適合 (適合であると判断するに足る情報・証拠が十分には存在しない場合)	観察事項 (改善の余地がある、あるいは不適合に発展する可能性がある場合)	適合	該当なし (要求事項を評価する必要がない場合)		
<b>3.2 栽培/増殖漁業における生態系への配慮</b>											
3.2.1	生態系に配慮した人工種苗の生産	人工種苗の生産や放流にあたっては、生物としても種の特性と遺伝的多様性を維持するための十分な配慮がなされている。	①種苗生産にあたり、必要な許可(占有許可、水利権等)が得られているか。 □ 自然環境に考慮することも求めている、種苗生産施設に関する許可等の取得	D.1.01	必要な許可が得られていない。	選択不可	選択不可	必要な許可が得られている。	該当なし		
			②放流種苗の系群について考慮され、遺伝的多様性の保全のための取り組みがなされているか。 □ 系群保全に関する取り組み(移植放流など) □ 遺伝的多様性に関する取り組み(親魚数の管理など)	D.3.11, D.5.04	取り組みがなされている。	取り組みがなされているが、その証拠がない箇所が一部ある。	取り組みがなされているが、改善の余地がある。	取り組みがなされている。	該当なし		
			③種苗生産に用いる親魚は継代飼育をせず、捕獲履歴が明らかな親魚の利用を行う措置をとっているか。 □ 親魚の捕獲履歴の確認 □ 親魚は継代飼育されていない	D.3.11, D.5.04	措置をとっていない。	措置をとっているが、その証拠がない箇所が一部ある。	措置をとっているが、改善の余地がある。	措置をとっている。	該当なし		
			④放流実績(放流数、時期、サイズなど)は収集したうえ、最適な放流方法(放流サイズ、適切な発育段階など)を選定する措置をとっているか。 □ 放流実績(放流数、放流月日、サイズ)の収集 □ 適正な放流方法の検討(発育段階など)	D.3.11, D.5.04	措置をとっていない。	措置をとっているが、その証拠がない箇所が一部ある。	措置をとっているが、改善の余地がある。	措置をとっている。	該当なし		
			⑤疾病の蔓延を防止するための措置をとっているか。 □ 魚病診断の体制 □ 魚病蔓延防止のための措置	D.3.11, D.5.04	疾病の蔓延防止の措置がとられていない	措置をとっているが、その証拠がない箇所が一部ある。	措置をとっているが、改善の余地がある。	措置をとっている。	該当なし		
3.2.2	自然再生産個体群維持のための管理目標及び管理措置の設定	対象資源について、現存する自然再生産による個体群を持続的に維持するための管理目標の設定及びそれに基づいた管理措置が講じられている。	①放流魚に標識がなされる等、放流由来と自然再生産由来の個体群の別々の評価が可能となり、放流効果を評価しているか。(自然再生産個体群が評価されているか) □ 放流魚への標識付けの実施等による放流効果の評価	D.2.04, D.3.05, D.5.04, D.5.05, D.6.03, D.6.04	評価されていない。	評価されているが、その証拠がない箇所が一部ある。	評価されているが、改善の余地がある。	評価されている。	該当なし		
			②現存する自然再生産個体群を持続的に維持するための管理目標、アウトカム(成果)指標、若しくは左記に相当すると考えられる事項・取組はあるか。 □ 自然再生産個体群の管理目標、アウトカム(成果)指標若しくは左記に相当すると考えられる事項・取組の有無	D.2.04, D.3.05, D.6.02, D.6.03, D.6.04	管理目標、アウトカム(成果)指標若しくは左記に相当する事項・取組が無い。	管理目標、アウトカム(成果)指標若しくは左記に相当する事項・取組はあるが、証拠がない箇所一部がある	管理目標、アウトカム(成果)指標若しくは左記に相当する事項・取組はあるが、改善の余地がある。	管理目標、アウトカム(成果)指標若しくは左記に相当する事項・取組がある。	該当なし		
			③②の管理措置として、自然再生産個体群の維持のため、生息環境の評価および保全の取り組みがなされているか。 □ 生息環境保全の取り組み	D.2.04, D.3.05, D.3.11, D.6.03, D.6.04	取り組みがなされていない。	取り組みがなされているが、その証拠がない箇所が一部ある。	取り組みがなされているが、改善の余地がある。	取り組みがなされている。	該当なし		

番号	管理点	要求事項	審査項目 □ 資料・エビデンスの例	該当条項	評価基準					所見 ※本欄には、「評価の背景及び根拠」及び「証拠書類と評価の関係」を明記すること。	評価
					重大不適合	軽微不適合 (適合であると判断するに足る情報・証拠が十分には存在しない場合)	観察事項 (改善の余地がある、あるいは不適合に発展する可能性がある場合)	適合	該当なし (要求事項を評価する必要がない場合)		
3.2.3	種苗放流による対象資源および生態系への影響モニタリング	対象資源および生息域におけるモニタリングが行われており、種苗放流による対象資源の自然再生産や生態系への影響を回避するための措置が講じられている。	①対象資源のモニタリング(生物学的・遺伝学的)が実施され、対象資源の形質等に変化がみられないことを確認しているか。 □ 生物学的(魚体サイズ、年齢、卵数、来遊時期など)・遺伝学的モニタリングの実施 □ 対象資源の形質の変化	D.5.04	確認していない。	確認しているが、その証拠がない箇所が一部ある。	確認しているが、改善の余地がある。	確認している。	該当なし		
			②種苗放流が他種や生態系に与える影響に関する情報は収集され、理解されているか。 □ 放流後の分布域や成長に関する情報 □ その他、他種や生態系への影響に関する情報	D.2.04, D.5.04	収集・理解されていない。	収集・理解されているが、その証拠がない箇所が一部ある。	収集・理解されているが、改善の余地がある。	収集・理解されている。	該当なし		
			③対象資源の自然再生産や生態系への深刻な影響を回避する措置が講じられているか。 □ 深刻な影響を回避する措置	D.2.04, D.3.05	講じられていない	講じられているが、その証拠がない箇所が一部ある。	講じられているが、改善の余地がある。	講じられている。	該当なし		